

「自然災害における応急対策業務に関する協定」を締結しました

村では、3月3日、東海村建設業協同組合と「自然災害における応急対策業務に関する協定」を締結しました。この協定は、平成27年11月30日に締結した協定を見直したもので、村と同組合との連携・協力をより強固とし、道路等の公共土木施設の災害対応を行うことを目的としています。

同組合は、村内に本社を置く建設業者で構成されており、これまでも村の災害対応に協力し、東日本大震災後の災害復旧等に大きく貢献しました。今回の見直しでは、震度5弱の地震発生時に組合員が自主的にパトロールを実施することや、村との連絡手段としてスマートフォン等の情報通信技術を活用することを加えました。これらにより、地震発生時の対応を強化するとともに、正確な現場情報を把握し、より迅速かつ的確な災害対応が期待できることから、今回の協定締結に至りました。



【写真左から】澤島弘樹さん(東海村建設業協同組合副理事長 東康建設工業(株))、河野武さん(同理事長 (株)河野工務店)、山田村長、萩谷副村長

【問い合わせ】道路整備課管理担当(☎282-1711)※3月31日(木)までは、都市整備課管理担当(内線1243)へお問い合わせください。

生垣を設置する方に補助金を交付しています

村では、緑化の推進のため新たに生垣を設置する方を対象に、予算の範囲内で補助金を交付しています。緑豊かな庭づくりの一環として、生垣を設置してみませんか。

【申し込み・問い合わせ】環境政策課環境計画・緑化推進担当(役場行政棟4階 ☎282-1711 内線1454)

補助金を受けるには…

対象▼村内の住宅用地に生垣を設置しようとする個人で、▽新築等で新たに生垣を設置する▽既存のブロック塀等からの建て替えを検討している——のいずれかに該当する方

条件▼▽生垣を設置する場所が、公衆用道路または個人の敷地に面し、延長が2メートル以上▽樹木の高さが0.9メートル以上で、延長1メートル当たり2本以上を植える▽設置後10年間は生垣として活用する——を満たすこと

補助額▼生垣1メートル当たり3,000円(限度額5万円)※1メートル未満は切り捨てとなります。

生垣設置をお考えの方へ 補助金申請の3ステップ

①相談・申請

事前に環境政策課へ相談した上で、▽東海村生垣設置補助金交付申請書▽位置図▽生垣の植栽計画図▽土地所有者の承諾書(申請者以外の方が土地を所有する場合のみ)——を提出してください。



②着工

役場職員が現地を確認し、補助が適正と判断した場合、交付決定通知書を発行・送付します。その後、生垣設置に着工してください。※申請前に着工した場合は、補助金を交付できません。



③完了報告・支払い

生垣設置後、完了報告書と補助金振込口座が分かる書類を提出してください。役場職員による現地確認後、交付決定内容と相違がなければ確定通知を発行し、補助金を交付します。



生垣を設置すると“いいこと”がたくさん!

環境の観点から…▽四季の豊かさを感じる美しい景観の確保▽植物の蒸散作用による冷却効果▽自然や生命に触れる機会の創出▽地球温暖化防止に対する貢献

防災の観点から…▽ブロック塀等と比べて地震による倒壊の危険性が低い▽高密度な樹木による防風・減風効果▽火事の際の隣地への延焼防止

